

【大桐小学校 学校いじめ防止基本方針】

令和7年4月改定

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 （いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では『いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る』という認識のもと、「知・徳・体の調和のとれた子ども」の育成を目的に【大桐小学校いじめ防止基本方針】を策定し取り組む。

いじめの未然防止を最優先とし、事案の早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点、に取り組む。

- ① 生活指導においては児童の実態に即して、目標を立てる。
 - ・生活指導部会を定期的に開催する。
 - ・子どもの様子に関し、積極的な情報交換を実施する。
- ② 保護者との連携を密にして、ささいなことも見逃さない体制づくりを行う。
 - ・子ども同士のトラブルなどには迅速に対応する。
 - ・平素から保護者との信頼の構築に努める。
- ③ 思いやりがある、人にやさしい学校づくりに努める。
 - ・道徳教育の充実
 - ・講話や読み物教材の充実

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

全ての児童を対象に、いじめをさせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 教科担任、専科指導などを通じて、「わかる喜び」を体感させる。
- ② 研修計画に従い、教員が切磋琢磨して学習指導に取り組み、指導力を向上させる。
- ③ 問題解決学習を心がけ、考える力を高める。

(2) 自己肯定感を高める（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 学級活動では、自分たちで計画し、みんなで学校を楽しく、よりよくしようとする態度を育てる。
- ② 児童会活動・委員会活動などで、人のためになる仕事を責任を持って行うことを体感させ、

自己肯定感をはぐくむ。

いじめを許さない、見逃さない雰囲気の醸成

- ① 道徳教育の年間計画のもと、互いを思いやる大切さや命の大切さを実感できる指導を行う。
- ② いじめについての教材を活用して、体感できる指導を工夫する。
- ③ 情報モラルなどについても、計画的に取り組む。

4. いじめの早期発見についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくいかたちで行われることを認識し、ささいな兆候であっても、「いじめでは！？」との疑いをもち、軽視せず積極的な認知に努める。

- ① 小さな変化にも気づく鋭敏な感覚を持ち、児童の心に寄り添った指導ができるよう、教職員が日々の研究と修養を積む。
- ② 問題が起こった時には、記録をとり、教職員が共有できる体制づくりを行う。
- ③ アンケート調査を活用し個人面談を行う。
- ④ 学びポータル（一人一台端末）の「心の天気」「連絡相談機能」を活用して、日々の子どもの状況把握に努める。

5. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、一部の教職員だけで抱え込みず、組織的に対応する。

被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。また指導においては、形式的に謝罪や責任を行うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 教職員が共通理解し、問題解決に一丸となって取り組む。
- ② 子どもへの指導は複数の教員で対応し、適切な指導を心がける。
- ③ 家庭との連携を密にして、問題を共有し、ともに解決しようとする関係を構築する。
- ④ 必要に応じて、関係諸機関との連携を行う。（窓口は教頭）
- ⑤ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合は、警察への相談・通報を行う。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

（1）「いじめ対策委員会」を設置する。（校長を長とする）

- ① 構成 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・学年主任・養護（助）教諭
関係教職員

② 役割

- ・学校基本方針に基づいて、年間計画を作成・実行・検証する。
- ・いじめの疑いや児童の問題行動にかかる情報の収集や記録・共有を行う。

- ・いじめに係る情報があった場合は緊急会議を開き、迅速な情報の共有と、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・定例として、学期に1回は「いじめ対策委員会」を開催し、いじめの疑いや児童の問題行動にかかる情報の収集に努める。

【年間計画】

「いじめ・いのちについて考える日」(5月連休後すぐの月曜日)

校長講話・いじめアンケート・学級指導

【調査等】・児童生徒対象いじめアンケート調査 年3回(6月・10月・2月)

【研修会】・校内いじめ防止研修 年2回(5月・10月)

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ホームページや学校だよりを通じて情報発信をする。
- ・学校協議会への提案・意見交換を行う。(年3回)
- ・スクールカウンセラー(令和6年度より週1回の配置)との連携

(3) 取組内容の検証

- ・PDCAサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連を図る。
- ・未然防止の推進・再発防止に関する改善方法について、委員会で協議する。

(4) 事象の経年による共有

- ・生活指導部によるデータ管理(作成は担任)と継承

7. 重大事案への対処

(1)「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して調査及び対応を行う。

(2)学校の対応(隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化)

(3)調査組織の設置と事実関係の明確化

(いじめによる重大事態の報告があった場合、第三者委員会による初動調査を実施)

(4)被害児童及びその保護者への適切な情報提供

(5)教育委員会への報告

8. 教育相談体制

・相談→担任・担当→学年主任・生活指導部長・管理職に報告→

いじめ防止対策委員会で指導方針の決定→被害児童への支援・加害児童への指導→

被害児童・加害児童の保護者への連絡→学級・学年等での全体指導

※途中経過等、情報を管理職・関係教職員で共有し、被害児童及び保護者の要望・意向を踏まえ方向性を確認し、対応策を講じる。

大桐小学校 いじめ発生時の対応フローチャート

■フローチャート図のねらい

いじめを発見した時、解決に向けて迅速かつ適切で組織的な対応を図るために作成する。

■指導の流れ

いじめについての訴え・通報・アンケート・兆候・懸念



大桐小学校 いじめ対策委員会

構成 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・学年主任・養護教諭・関係教職員（長は校長とする）

- ★関係児童への事情聴取、保護者への初期対応
- ★いじめについての情報収集・分析、記録・共有

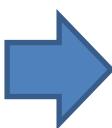


いじめと判断したら・・・

- ★事実関係の確認・整理（再調査も含む）
- ★指導および支援の方針の決定、保護者との連携
- ★関係諸機関との連携
- ★継続指導の計画・経過観察
- ★事態収拾の判断
- ★再発防止に向けての取り組み



- ・被害、加害児童への支援・指導
- ・関係児童への指導
- ・全体（学年・学級）への指導



二次指導

- ・経過観察
- ・学年・学級への授業による指導
や学年集会等によるディスカッションなど

